

山梨県立韮崎工業高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第1条（名 称） 本会は山梨県立韮崎工業高等学校同窓会と称する。
- 第2条（事 務 局） 本会は事務局を山梨県立韮崎工業高等学校におく。
- 第3条（目 的） 本会は会員相互の福利増進および親睦をはかるとともに、後輩をいつくしみ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（事 業） 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (1) 会員名簿および会誌または会報の発行
 - (2) 各種集会の開催
 - (3) その他必要な事業
- 第5条（支 部） 本会は必要な地区に支部をおくことができる。

第 2 章 会 員

- 第6条（会 員） 本会は次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員 (2) 特別会員 (3) 名誉会員
- 1 正会員は山梨県立韮崎工業高等学校卒業生、および同校に2年以上在籍したもので、理事会の決議により推薦されたものとする。
 - 2 特別会員は母校の現旧職員とする。
 - 3 名誉会員は本会对し特に功績のあったもので理事会において推薦されたものとする。

第 3 章 役 員

- 第7条（役 員） 本会に次の役員をおく。
- (1) 名誉会長 1 名
 - (2) 会 長 1 名
 - (3) 副 会 長 若干名
 - (4) 常任理事 若干名
 - (5) 理 事 若干名
 - (6) 支 部 長 若干名
 - (7) 監 事 若干名

- (8) 幹 事 若干名
- (9) 会 計 1 名
- (10) 顧 問 若干名

- 第8条 (役員の仕事)
- 1 名誉会長は会長の諮門に応じまたは各種会議に出席し、意見をのべることができる。
 - 2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 4 常任理事は常任理事会を構成し会の運営執行にあたる。
 - 5 理事は理事会を構成し、会の運営にあたる。
 - 6 支部長は本会の理事を兼ねるものとする。
 - 7 監事は本会の事業執行状況および会計事務を監査し理事会に報告する。
 - 8 幹事は会務を処理する。
 - 9 顧問は会長の諮門に応じ、または各種会議に出席し意見をのべるすることができる。

- 第9条 (選 出)
- 1 名誉会長は母校の現職校長を推薦する。
 - 2 会長および副会長は、総会において選出する。
 - 3 常任理事および理事は、正会員のうちから会長が委嘱する。
 - 4 支部長は支部会員の互選とする。
 - 5 幹事は正会員または特別会員のうちから会長が委嘱する。
 - 6 顧問は、会長歴任者の内、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 第10条 (任 期)
- 1 名誉会長の任期は母校在職中とする。
 - 2 名誉会長を除く他の役員の仕事はすべて2カ年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠により就任したものの任期は前任者の残存期間とする。

第 4 章 会 議

- 第11条 (種 類)
- 1 本会の会議は通常総会、臨時総会、常任理事会および理事会とする。
 - 2 通常総会は毎年1回開催し、会務の報告その他必要な事項を行う。
 - 3 常任理事会は会長の諮門に応じ会の運営に関する事項を処理する。

4 理事会は毎年1回以上開催し、予算の議決、決算の承認など議案の審議を行う。

第12条（召集） 1 総会は理事会の決定にもとづき会長が召集する。
2 常任理事会および理事会は必要に応じて会長が召集する。

第13条（議長） 1 会長はすべての会議の議長となり議事を処理する。
2 会長が事故あるときは、筆頭副会長がこれに当たる。

第14条（議事の決定） 議事の決定は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第5章 会 計

第15条（会費） 正会員は入会金（終身会費の4分の1）および終身会費（一年次の授業料1カ月分）を納入するものとし、会費の一部は基本金とする。
（基本金管理規定は別に定める）

第16条（経費） 本会の経費は次にあげるものをもってこれにあてる。
（1）会費
（2）基本金の利子および寄附金
（3）雑収入

第17条（会計年度） 本会の会計年度は3月1日に始まり2月末に終わる。

付 則

- （1）会則の変更は理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。
- （2）本会会則は、昭和57年11月21日からこれを施行する。
- （3）会則の一部改正
平成24年6月10日
ア. 第7条 人員数変更
イ. 第9条 6項追加
ウ. 第13条 2項追加

基本金管理規定

第1条 会則第15条の規定により基本金を蓄積する。
第2条 次のものを基本金とする。
（1）会費の一部
（2）指定されない寄附金、または繰越金で理事会の決議を経たもの。
第3条 基本金は理事会または総会の決議によるほかその元金を支出できない。
第4条 基本金の管理は理事会の決議にもとづく方法による。
第5条 会長は毎年理事会および総会に基本金に関する報告をするものとする。